

条件事項

- 1、承認通知書に記載されている内容及び以下に掲げる条件に違反した場合は、下水道法第38条第1項の規定により承認の取り消し又は工事の中止、変更その他の措置を命ずることがある。
- 2、申請者は、公共下水道施設築造工事を**自己負担で施工**すること。
- 3、公共下水道施設の排除法方式は分流式とし、汚水と雨水を分離して排除する構造の施設とすること。尚、各戸の排水設備についても同様とする。
- 4、申請者は、公共下水道施設の工事に着手しようとするときは、着手予定日の**1週間前**までに公共下水道施設築造工事着手届（第4号様式）を、市長に提出すること。
- 5、申請者は、公共下水道施設の**工事が完了**したときは速やかに公共下水道施設築造工事竣工届（第5号様式）を市長に提出し、**竣工検査を受ける**こと。尚、竣工検査に不合格の場合は、指示に基づき速やかに補修し検査を受けること。
- 6、前項の届出書には、**工種ごとの工事記録写真**を添付すること。
- 7、申請書は、第5項の**竣工検査に合格した後、速やかに**公共下水道施設の**無償譲渡書**（第6号様式）を市長に提出し、下水道管等を市に無償で譲渡しなければならない。
- 8、申請者は、前項の無償譲渡手続き完了と同時に、道路占用許可・法定外公共物使用許可を受けられている場合は、占用(使用)許可の権利譲渡申請書を土木管理課に提出し、下水道管等の占用(使用)権利を下水道課に譲渡しなければならない。
- 9、申請者は、公共下水道施設の設計、監督、施工に起因して第三者に損害を与え又は第三者より補償の請求があった場合は、自己の責任において折衝解決すること。
- 10、申請者は、申請区域から本市の公共下水道に至る区間に布設する公共下水道施設に下水を排除できる民家その他の建築物が存在する場合は、排除する下水を流入させることができる規模の公共下水道施設を布設すること。
- 11、第5項の竣工検査に合格後であっても申請区域内の下水は公共下水道供用開始の公示がなされる時点まで流入させないこと。
- 12、申請区域内の各戸の排水設備の装置については、供用開始後その計画の確認を市長に受けなければならない。又、排水設備の設計及び工事は大和高田市排水設備工事指定工事店に行わせなければならない。
- 13、申請者は、**区域内の宅地を分譲するときは、文章により宅地の買い主に前項の旨周知徹底**すること。
- 14、申請者の住所又は氏名を変更したときは市長に届け出ること。
- 15、申請者は、申請区域又は公共下水道施設の規模その他**内容を変更**する場合は、事前に市の**承認**を受けること。
- 16、申請者は、工事着手前に地下埋設物管理者と充分協議を行い、移設工事が必要な場合は申請者の責任において行うこと。
- 17、申請者は、第7項に規定する譲渡後2年以内に補修の必要が生じた場合は、自己負担で補修すること。
- 18、申請者は、公共下水道施設の工事に伴い必要とする諸官公庁、その他関係人の許可又は承認を受けること。
- 19、申請者は、大和高田市下水道条例をはじめ、下水道関係規則、規定等遵守すること。